

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例（案）

【公表資料】

(ページ)

1. 概 要	1
2. 条例（案）	2
3. 施行規則（案）	6
4. 逐条解説	2 1

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例（案）の概要

【目的】

空き家等の適正管理を促すことにより、事故、犯罪等を未然に防止し、市民の安全で安心な生活を確保する。

【対象地域】

市内全域

【対象物】

土地に定着する建物や工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの又はこれに附属する門若しくは塀等

【対象案件】

- 著しい老朽化または、地震等の自然災害により、倒壊または、建築資材等の飛散、剥落等により、周辺住民の生命、身体、財産に危害がおよぶ又は恐れがある空き家等
- 施錠がされていない、壁の一部が欠落しているなど、不特定の者が建物内に容易に侵入でき、犯罪等を誘発する恐れのある空き家等

【条例の効力】

- 空き家等の所有者に対する適正管理の責務の明記
- 実態調査、立入調査等の実施
- 助言、指導、勧告、命令の実施
- 命令に従わない場合の住所、氏名、命令内容等の公表
- 行政代執行の実施

平成 年かすみがうら市条例第 号

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故及び犯罪等を防止し、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、現に人が使用していないものをいう。

（2） 管理不全な状態 空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。

ア 老朽化又は地震等の自然災害により、倒壊するおそれのある状態

イ 建築資材等が飛散し、又ははく落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれのある状態

ウ 不特定の者の侵入が容易であるために、犯罪行為を誘発するおそれのある状態

（3） 所有者等 市内に所在する空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

（4） 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

（所有者等の責務）

第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な

状態にならないよう自らの責任において適正にこれを管理しなければならない。

(情報提供)

第4条 市民等は、適正な管理がなされていない空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。

(実態調査)

第5条 市長は、第3条の規定による適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき又は前条の規定による情報の提供があったときは、当該空き家等の実態調査を行うものとする。

(立入調査)

第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に当該空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は所有者等に質問させることができる。この場合において、立入調査を行う職員のほかに第三者を同行させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言及び指導)

第7条 市長は、前条の規定による立入調査により、管理不全な状態になるおそれがある又は管理不全な状態にあると認める空き家等の所有者等に対し、当該空き家等について適正な管理がなされるよう必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、所有者等がなお当該空き家等を管理不全な状態に置いていると認める

ときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任代行措置)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等から当該命令に係る措置を履行することができない旨の申出があった場合において、当該申出に係る理由が正当であり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。

2 前項の措置に係る費用は、所有者等の負担とする。

(応急措置)

第11条 市長は、第5条の実態調査又は第6条の規定による立入調査により、所有者等を確知することができない又は所有者等の所在が判明しない空き家等が、管理不全な状態であって、緊急を要する状態にあると認めるときは、その状態を改善するために必要な措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じた後に、所有者等を確知又は所有者等の所在が判明したときは、その所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。

(公表)

第12条 市長は、第9条の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由なく、同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 第9条の規定による命令に従わない所有者等の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 第9条の規定による命令の対象となる空き家等の所在地
- (3) 第9条の規定による命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。

(行政代執行)

第13条 市長は、第9条の規定による命令を受けた所有者等がその命令に従わない場合において、所有者等がなお当該空き家等を管理不全な状態に置き、その安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)に定めるところにより、自ら所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を求めるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

平成 25 年かすみがうら市規則第 号

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（案）
（趣旨）

第 1 条 この規則は、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例（平成 25 年かすみがうら市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（立入調査）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項に規定する立入調査を行おうとするときは、あらかじめ所有者等に対し、立入調査実施通知書（様式第 1 号）を通知するものとする。

2 前項の場合において、所有者等を確認することができない又は所有者等の所在が判明しないときは、立入調査を行おうとする日の 14 日前までに立入調査の対象となる空き家等の所在地その他必要な事項を告示するものとする。

3 立入調査は、別表に掲げる項目及び内容により行うものとする。

4 条例第 6 条第 2 項の身分を示す証明書の様式は、立入調査員証（様式第 2 号）のとおりとする。

（指導）

第 3 条 条例第 7 条の規定による指導は、改善指導書（様式第 3 号）により行うものとする。

（勧告）

第 4 条 条例第 8 条の規定による勧告は、勧告書（様式第 4 号）により行うものとする。

（命令）

第 5 条 条例第 9 条の規定による命令は、措置命令書（様式第 5 号）に

より行うものとする。

(委任代行措置)

第6条 条例第10条第1項に規定する申出は、代行措置申出書(様式第6号)を提出することにより行うものとする。

(公表)

第7条 条例第12条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) かすみがうら市広告式条例(平成17年かすみがうら市条例第3号)に定める掲示場に掲示する方法
- (2) 市ホームページに掲載する方法
- (3) 対象となる空き家等の敷地に標識を設置する方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、公表通知書(様式第7号)により、条例第9条の規定による命令を受けた者に通知するものとする。

(公表に対する意見)

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る意見を述べようとするときは、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、公表に関する意見書(様式第8号)により、意見を述べなければならない。

(戒告)

第9条 行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の規定による戒告は、戒告書(様式第9号)により行うものとする。

(代執行令書)

第10条 行政代執行法第3条第2項に規定する代執行令書の様式は、様式第10号によるものとする。

(帳票)

第 1 1 条 行政代執行法第 4 条に規定する執行責任者たる本人であることを示すべき証票の様式は、様式第 1 1 号によるものとする。

2 執行責任者は、総務課長をもってこれに充てる。

(有識者の助言)

第 1 2 条 市長は、条例第 6 条第 1 項に規定する立入調査及び条例第 1 3 条に規定する行政代執行を実施するに当たっては、必要に応じて、有識者の助言を求めるものとする。

(その他)

第 1 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 年 月 日から施行する。

別表

区分	項目	内容
構造の腐朽又は破損の程度	1 床	(1) 根太落ちがあるもの
		(2) 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの
	2 基礎、土台、柱又ははり	(1) 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの
		(2) 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数カ所に腐朽又は破損があるもの
		(3) 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの
	3 外壁又は界壁	(1) 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの
		(2) 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの
	4 屋根	(1) 屋根ぶき材料の一部に剥落又ははずれがあり、雨漏りのあるもの
		(2) 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの
		(3) 屋根が著しく変形したもの

様式第1号（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長




立入調査実施通知書

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第6条第1項の規定に基づき、次のとおり空き家等の立入調査を実施するので、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により通知します。

- 1 立入調査の対象となる空き家等
- 2 立入調査の日時 年 月 日（ ）午前・午後 時～
- 3 立入調査の趣旨及び内容

表

	立入調査員証
	第 号
写真貼付	所 属
	氏 名
	生年月日
	上記の者は空き家等の立入調査に従事する職員であることを証する。
	年 月 日
	かすみがうら市長 印

裏

注 意 事 項
1 本証は、空き家等の立入調査を行う場合には、必ず携帯しなければならない。
2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第3号（第3条関係）

第 号

年 月 日

様

かすみがうら市長



改 善 指 導 書

あなたの所有（管理）する次の空き家等について、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第3条に規定する適正管理がなされていないので、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第7条の規定により、速やかに改善するよう指導します。

空き家等の所在地	
空き家等の種別及び状況	
指導の内容	

様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



勸 告 書

あなたの所有（管理）する次の空き家等について、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

空き家等の所在地	
勧告の理由	
必要な措置	
措置期限	年 月 日
備考	この勧告に従わないときは、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第9条の規定により、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することがあります。

第 年 月 日
 号 日

様

かすみがうら市長



措 置 命 令 書

あなたの所有（管理）する次の空き家等について、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第9条の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう命令します。

なお、この命令に従わないときは、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第12条第1項の規定により、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、命令の対象となる空き家等の所在地、命令の内容その他市長が必要と認める事項を公表することがあります。

空き家等の所在地	
命令の理由	
必要な措置	
措置期限	年 月 日
<p>教 示</p> <p>1 異議申立てについて この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、かすみがうら市長に対して異議申立てをすることができます。 ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。</p> <p>2 取消訴訟について この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、かすみがうら市を被告として、訴えを提起しなければなりません。この場合、訴訟においてかすみがうら市を代表する者はかすみがうら市長となります。 ただし、この処分があったことを知った日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

住 所

氏 名 ㊟

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号

代行措置申出書

年 月 日付け 第 号で命令がありました事案に関し、次の理由から当該命令に係る措置を履行することができないため、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第10条第1項の規定により、代行措置を委任します。

空き家等の所在地	
命令の内容	
委任する内容	
命令に係る措置を履行することができない理由	

様式第7号（第7条関係）

第 年 月 日

様

かすみがうら市長



公表通知書

あなたが所有（管理）する次の空き家等について、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第12条第1項の規定による公表をすることとしましたので、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例施行規則第7条第2項の規定により通知します。

なお、公表をするにあたり、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第12条第2項の規定により、意見を述べる機会を付与しますので、意見がある場合は、公表に関する意見書（様式第8号）を提出してください。

空き家の所在地	
公表の内容	
公表の原因となる事実	
公表期間	年 月 日から当該空き家等の管理不全な状態が解消されるまでの期間
公表方法	
意見提出期限	年 月 日

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）かすみがうら市長

住 所

氏 名

㊟

電話番号

法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、代表者印及び電話番号

公表に関する意見書

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例第12条第2項の規定により、意見を述べます。

空き家等の所在地	
公表の原因となる事実についての意見	
その他当該事案についての意見	
証拠書類等の有無	有 ・ 無

備考

- 1 所定の欄に記入することができない事項は、別紙に記入して添付すること。
- 2 証拠書類等を提出する場合は、添付すること。

様式第9号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

かすみがうら市長



戒 告 書

あなたの所有（管理）する次の空き家等について、 年 月 日付
け 第 号により、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう命じ
ましたが、未だにその義務が履行されておられません。

ついては、 年 月 日までに必要な措置を講ずるよう行政代執行
法第3条第1項の規定により戒告します。

なお、指定の期限までに義務を履行しない場合は、行政代執行法第2条の規
定により代執行を実施し、その費用を徴収します。

必要な措置を講ずるよう命 令した空き家等の所在地	
必要な措置を講ずるよう命 令した空き家等の構造・規模	
命令の内容	

様式第10号（第10条関係）

第 年 月 日 号

様

かすみがうら市長





代 執 行 令 書

年 月 日付け 第 号をもって、あなたの所有（管理）する次の空き家等について、必要な措置を講ずるよう戒告しましたが、指定した期限までにその義務が履行されていません。

については、次のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第3条第2項の規定により通知します。

代執行を行う空き家等の所在地	
代執行を行う空き家等の構造・規模	
代執行を行う事項	
代執行を行う日時	年 月 日 午前・午後 時から午前・午後 時まで
代執行責任者	
代執行に要する費用の概算見積額	

表

	執行責任者証	
	第 号	
写真貼付	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
	上記の職員は空き家等に係る措置の代執行の責任者であることを証する。	
	年 月 日	
	かすみがうら市長	

裏

注 意 事 項
<p>1 本証は、空き家等に係る措置の代執行を執行する際に、必ず携帯しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。</p> <p>3 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>

かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例（案） 逐条解説

条 文	解 説
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故及び犯罪等を防止し、もって市民の安全で安心な生活を確保することを目的とする。</p>	<p>この条例は、近年増加しつつある空き家等を適正に維持保全するための所有者又は管理者の責務を明らかにするとともに、管理不全状態の空き家等の所有者又は管理者に対し、助言、指導、勧告及び命令を行うことを規定することで、適正な維持保全を強く促し、これをもって「市民の安全で安心な生活を確保すること」を目的としています。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 空き家等 市内に所在する建物その他の工作物で、現に人が使用していないものをいう。</p> <p>(2) 管理不全な状態 空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあるものをいう。</p> <p>ア 老朽化又は地震等の自然災害により、倒壊するおそれのある状態</p> <p>イ 建築資材等が飛散し、又ははく落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれのある状態</p> <p>ウ 不特定の者の侵入が容易であるために、犯罪行為を誘発するおそれのある状態</p> <p>(3) 所有者等 市内に所在する空き家等を所有し、又は管理する者をいう。</p> <p>(4) 市民 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。</p>	<p>この条例で使われている用語のうち、明確にしておかなければならない用語について定義づけをしています。</p> <p>(1) 空き家等の説明の中で、「建物」とは、「戸建住宅」「共同住宅」「店舗兼住宅」及びこれに類するものをいい、「その他の工作物」とは、「物置」「倉庫」「塀」「門」などをいいます。</p> <p>(2) 管理不全な状態」とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。</p> <p>ア 空き家等が著しく老朽化し、又は台風や地震等の自然災害により、倒壊するおそれがある状態</p> <p>イ 柱、壁、屋根等の建築資材が飛散し、又ははく落することにより、周辺の人々の生命、身体、財産に被害を与えるおそれがあるにもかかわらず修理・除去等をせずに放置している状態</p> <p>ウ 空き家等の出入り口の鍵が壊れている、あるいは窓ガラスが割れているなどから、不特定の者の出入りが容易であるために犯罪行為を誘発するおそれのある状態</p> <p>(3) 「所有者等」とは、空き家等の所有者、占有者、管理人、所有者の相続人、相続財産管理人をいいます。</p> <p>(4) 「市民」とは、市内の居住者、滞在者、通勤・通学者をいいます。</p>

<p>(所有者等の責務)</p> <p>第3条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な状態にならないよう自らの責任において適正にこれを管理しなければならない。</p>	<p>空き家等は個人の財産であることから、所有者等は、当該空き家等が管理不全な状態にならないよう管理する義務と責任がある旨を規定しています。</p>
<p>(情報提供)</p> <p>第4条 市民は、適正な管理がなされていない空き家等があると認めるときは、市にその情報を提供することができる。</p>	<p>市民から管理不全な状態にある空き家等の情報の提供を積極的に求めるものです。</p>
<p>(実態調査)</p> <p>第5条 市長は、第3条の規定による適正な管理がなされていない空き家等があると認めるとき又は前条の規定による情報の提供があったときは、当該空き家等の実態調査を行うものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 適正に管理が行われていない空き家等を認めたとき、又は情報提供があったときは、当該空き家の実態調査を行う旨を規定しています。 2 実態調査とは、当該空き家等の外観調査、所有者調査、周辺住民からの聞き取り調査その他必要な調査等を行います。
<p>(立入調査等)</p> <p>第6条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に当該空き家等に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は所有者等に質問させることができる。この場合において、立入調査を行う職員のほかに第三者を同行させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理不全な状態にあることを判断するときは、所有者等に立入調査実施通知書を送付し、職員のほかに建築士等の第三者を同行させて立入調査を行うことができる旨を規定しています。 2 立入調査は、所有者等の立会いのもと、関係者に身分証明書を提示して実施する旨を規定しています。
<p>(助言及び指導)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による立入調査により、管理不全な状態になるおそれがある又は管理不全な状態にあると認める空き家等の所有者等に対し、当該空き家等について適正な管理がなされるよう必要な助言又は指導をすることができる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 立入調査により、空き家等が管理不全な状態やそのまま放置すれば管理不全な状態になるおそれがあるとき、所有者等に対し、空き家等の管理に必要な措置について、市が助言又は指導することができる旨を規定しています。 2 助言は口頭で行い、指導は改善指導書により行います。

<p>(勧告)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導をした場合において、所有者等がなお当該空き家等を管理不全な状態に置いていると認めるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該空き家等の適正な管理のために必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。</p>	<p>1 助言又は指導を行ったにもかかわらず、管理不全な状態が継続していると認めるときは、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる旨を規定しています。</p> <p>2 勧告は、勧告書により行います。</p>
<p>(命令)</p> <p>第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた所有者等がその勧告に従わないときは、当該所有者等に対し、履行期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずるよう命ずることができる。</p>	<p>1 空き家等の所有者等が勧告に応じないとき、又は措置を講じたが継続して管理不全な状態であると認めるときは、必要な措置を講ずるよう命ずることができる旨を規定しています。</p> <p>2 命令は、措置命令書により行います。</p>
<p>(委任代行措置)</p> <p>第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等から当該命令に係る措置を履行することができない旨の申し出があった場合において、当該申し出に係る理由が正当であり、かつ、緊急に当該措置を講ずる必要があると認めるときは、当該所有者等の同意を得て、当該措置を講ずることができる。</p> <p>2 前項の措置に係る費用は、所有者等の負担とする。</p>	<p>1 命令を受けた所有者等が、自ら空き家等が管理不全な状態を解消することができない旨の申し出があった場合、その理由が正当であり、緊急の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該空き家の所有者等の同意のもと、市又は市から依頼された業者がその状態を改善するために必要な措置ができる旨を規定しています。所有者等は、代行措置委任書を市長に提出することになります。</p> <p>2 当該措置に要する費用は、所有者等の負担であることを規定しています。</p>
<p>(応急措置)</p> <p>第11条 市長は、第5条の実態調査又は第6条の規定による立入調査により、所有者等を確知することができない又は所有者等の所在が判明しない空き家等が、管理不全な状態であって、緊急を要する状態にあると認めるときは、その状態を改善するために必要な措置を講ずることができる。</p> <p>2 市長は、前項の措置を講じた後に、所有者等を確知又は所有者等の所在が判明したときは、その所有者等から当該措置に係る費用を徴収することができる。</p>	<p>1 実態調査又は立入調査により、管理不全な状態の空き家等の所有者等を確知できない、又はその所在が判明しない場合において、応急の措置を講ずる必要が生じた場合、危険防止に必要な応急の措置ができる旨を規定しています。</p> <p>2 危険防止に必要な応急の措置を講じた後に、空き家等の所有者等が判明した場合は、その費用を所有者等から徴収することができる旨を規定しています。</p>

<p>(公表)</p> <p>第12条 市長は、第9条の規定による命令を受けた所有者等が、正当な理由なく、同条の期限内に当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 第9条の規定による命令に従わない所有者等の住所及び氏名（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 第9条の規定による命令の対象となる空き家等の所在地</p> <p>(3) 第9条の規定による命令の内容</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項</p> <p>2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた所有者等に意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、この限りでない。</p>	<p>1 命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、「命令に従わない者の住所、氏名、対象とする空き家等の所在地、命令の内容等」を公表することができる旨を規定しています。</p> <p>2 公表の方法は、市役所掲示場等への掲示、対象となる空き家等の敷地への掲示及び市ホームページへの掲載その他の方法により、公表することとしています。</p> <p>3 公表しようとするときは、当該公表に係る所有者等に公表に係る通知書を送付し、意見を述べる機会を与え、公表に関する意見書を提出し、意見を述べる旨を規定しています。</p>
<p>(行政代執行)</p> <p>第13条 市長は、第9条の規定による命令を受けた所有者等がその命令に従わない場合において、所有者等がなお当該空き家等を管理不全な状態に置き、その安全性を確保せずに放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところにより、自ら所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。</p>	<p>1 措置命令を受けた者が、必要な措置を講ぜず、公道、公共建物等、広く市民の生命、身体、財産に危害を及ぼす危険な状態と認められるときは、代執行できる旨を規定しています。</p> <p>2 代執行の実施にあたっては、戒告書、代執行令書を送付します。</p>
<p>(関係機関との連携)</p> <p>第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な協力を求めるものとする。</p>	<p>本条例の目的を達成するために市だけでは対応が困難な場合に、警察署や消防署等その他関係機関に必要な協力を求める旨を規定しています。</p>
<p>(委任)</p> <p>第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>この条例の施行に必要な事項や様式等は、かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例施行規則で規定しています。</p>

